協力要請

下記のことにつきましては、従来からご協力いただいているところです。今回受注された公共 工事につきましても、工事に従事される労働者の適正な労働条件の確保やその他労働環境の整備 に努めていただき、適正な施工の確保に努めてください。

なお、お手数をおかけしますが、下請及び建設資材を購入した場合には、工事完成後 1 ヶ月 以内に別紙「協力要請に関する報告書」を市長部局案件につきましては契約課工事契約係まで、 上下水道局案件については上下水道局総務課総務係までご提出いただきますようにお願い申し あげます。

記

1. 建設労働者の雇用労働条件について

- (1) 労働者を雇い入れたときには、適正な労働条件を明示し、書面を交付すること。
- (2)賃金は毎月1回以上、一定期日に現金で支払うこと。
- (3) 労働時間の短縮や休日の確保など適切な労働時間の管理に努めること。
- (4) 雇用保険、健康保険ならびに厚生年金保険に加入すること。

健康保険、厚生年金保険の適用を受けない労働者については、国民健康保険や国民年金に加入するように指導すること。

下請業者が、加入義務があるにもかかわらず未加入の場合は、加入について指導すること。

2. 技術者の適正な配置について

- (1) 工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、適切な資格技術等を有 する技術者等を配置すること。
- (2) 専任の主任技術者及び監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とすること。

3. 安全衛生の確保について

労働安全衛生法に従い、建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した労働者、危険作業の労働者等に対する安全衛生教育を実施すること。なお、万一工事事故が発生した場合は、速やかに労働基準監督署等に届けるとともに、発注者(工事担当部局)に報告すること。

4. 建設業退職金共済証紙の貼付について

共済証紙を購入した場合は、現場の労働者(被保険者)の共済手帳に働いた日数に応じて 必ず証紙を貼ること。

5. 工事の一部を下請けに出す場合について

- (1) 宮崎市内の業者に優先的に発注すること。
- (2)下請業者が決定したときは、直ちに「一部下請通知書」を提出すること。
- (3)下請契約は「建設工事標準下請契約約款」又は、これに準拠した内容の契約書により契約を締結すること。
- (4)請負価格は、見積及び協議書等適正な手順により合理的な価格とすること。
- (5) 前払金の支払いを受けたときは、下請業者に対して、資材の購入、建設労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。
- (6)部分払、又は完成払の支払いを受けたときは、当該工事を施工した下請業者に対しても相 応の支払いを行うこと。
- (7)下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の 比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。また、 手形払の場合には、手形期間はできる限り短い期間とすること。

6. 施工体制台帳等について

下請契約を締結する場合には、施工体制台帳、再下請通知書、施工体系図等を作成し、提出すること。

7. 建設資材の購入について

建設資材等は、できる限り宮崎市内の業者から購入し、その支払いを適正に行うこと。

8. 振込口座について

請負代金の振込口座は、できる限り宮崎市内の金融機関を利用すること。

9. 暴力団等関係者から妨害又は不当要求等を受けた際の対応について

暴力団等関係者から契約等の履行に関して、妨害又は不当要求を受けたときは、すみやかに市へ報告するとともに、所轄の警察署へ被害届を提出すること。なお、暴力団関係者から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠った場合には「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」に基づき、指名停止措置を行う場合がありますので、ご注意ください。

文書取扱: 宮崎市 契約課 工事契約係 TEL 0985-21-1725(直通)

協力要請に関する報告書

					契約第号
1. 元請工事の概要					
工 事 名					
請負金額	千円(最終請負金額)				
契 約 工 期	令和 年	月 日	~ 令和 年	: 月 日	
2. 下請負の状況					
許可番号	商号 及び	施工部分の内容	下請負代金	額(千円)	市内業者に下請負
	代表者氏名		市内業者	市外業者	できなかった理由
3. 建設資材の購入状況					
購入資材名	購入先の	住 所	購入金額(千円)		市内業者から購入
	商 号	IL 1/1	市内業者	市外業者	できなかった理由
以上のとおり、報告します。 令和 年 月 日					
	商号				
	代 表 者				ЕД